

互任糸護士 吉田賢一及今古野園藤並付
糸人後自是 自稱野武士組 勘野久吉金山内
親吉ノ四名ハ一昨十日午後五時頃 会社ニ赴キ
東意ヲ告ケタルニ 会社側ハ直ニ之ヲ交還シ別
紙ニ標式ノ交領証ニ捺印ヲ要メタル 是レ交領
証中ニ 退職致シ度ニ付 云々ノ字句アリレリ以テ
交任者(糸護士)ハ 標式ノ給料ノ交領ニ 年々レテ
交任セルモノニ付 右退社云々ノ字句ハ之ヲ削除セ
レタレト 要求シ 会社側ハ之ニ對シ 臨時勘定ハ退
社ノ場合ノ之ニ限ルモノニシテ 爲事者女子又並社ノ
第ナレハ別ニ異議ナカル可シト答(交任者)糸護
士ハ 是レ之カ改訂案トシテ 雇傭契約消滅トシテ
又ハ 退社相対度トシテ 爲事者女子トテ 提議シタ
ルニ 会社側ハ 唯々前立ヲ繰返スノ之ヲ 稍々長時
乃ニ 巨リ 押問答シタルニ 遂ニ 不調ニ 帰リ 交任者(糸
護士)等ハ 然ラハ 考慮ノ上 後日 更ニ 會見セムト

一、會社十時四十分退社
二、第一妙野 双方カ 強硬ナリ 主張ヲ 告セレ 所以
ハ 他ニ 何ラズ 之ニ 對シ 互ニ 解任ノ 責任ヲ 回避セムト
スルニ アルコトハ 勿論ナリ 然レ 總同盟ハ 大改聯合會
ハ 給料ノ 交還 義務ニ 於テ 自任者 南ヲ 要求セムト
ノ 底意 存スルカ 求メ 其後 会社側カ 約 履シタ
ルコトヲ 承認スルニ 迄 給料ノ 交還ヲ サルコトニ 決シ
昨十日 交任者(糸護士)ノ 名義ヲ 以テ 会社ニ 對シ
別紙ニ 告書 書(内容 詳見 別紙)ヲ 呈送シタリ
給自是 大改聯合會ノ 手ニ 給料 収容セシ 女子 中 既
ニ 会社ニ 帰還セルモノ 統出ノ 傾向アルコトハ 亦 殊ニ
通リ 十九カ 現在 疎留セルモノハ 約 百四十名ニ 過キ
不其内 五十名ハ 帰農 九十名ハ 轉職ヲ 各々 希望ス
ルニ 轉職 希望者ニ 對シ 該聯合會ニ 就テ 之
カ 斡施 申ナリ 其他 同力ニ 之レテ 会社ニ 帰還ヲ 欲セ
ルニ 半 余名(被解雇セル 聯合會) 中 十 余名ハ 聯合會

會ニ 對シ 大改聯合會 勸導 聯合會 同組 會 豐 榜

B